那須烏山市農業委員会の委員の選任に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）の規定に基づき、市の農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任の手続等について必要な事項を定めるものとする。

（推薦及び募集の方法）

第２条　法第９条第１項の規定による農業委員の推薦及び募集の方法は、次のとおりとする。

⑴　市内の地区における推薦

⑵　農業者が組織する団体等による推薦

⑶　一般募集

（推薦及び募集の資格）

第３条　農業委員として、推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、農業委員の選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　法第８条第４項各号のいずれにも該当しない者

⑵　市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第２項に規定する一般職の職員に限る。）でない者

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（推薦の手続）

第４条　第２条第１号の規定による推薦は、推薦者３人が連名し、その代表者が那須烏山市農業委員会委員推薦届（個人）（別記様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　第２条第２号の規定による推薦は、団体等の代表者が那須烏山市農業委員会委員推薦届（団体等）（別記様式第２号）を市長に提出するものとする。

（募集の手続）

第５条　第２条第３号の規定による募集に当たっては、次に掲げる方法により農業者その他の関係者への周知に努めるものとする。

⑴　市ホームページへの掲載

⑵　市広報紙への掲載

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

２　農業委員の募集に応募しようとする者は、那須烏山市農業委員会応募届（別記様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（推薦及び募集の期間並びに公表）

第６条　推薦及び募集の期間は、おおむね１か月とする。

２　市長は、前項の期間の中間及び終了後に省令第６条に規定する事項について、遅滞なく、市のホームページにおいて公表するものとする。

（候補者の評価）

第７条　市長は、第４条又は第５条第２項の規定により推薦を受け、又は募集に応募した者（以下「候補者」という。）の評価に関し、那須烏山市農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に意見を求めるものとする。

２　評価委員会は、その合議によって候補者を評価したうえで、農業委員会に意見を報告するものとする。

（委員の任命）

第８条　市長は、評価委員会の意見の報告を受け、候補者を決定し、市の議会の同意を得て、農業委員に任命するものとする。

（農業委員の補充）

第９条　市長は、罷免、失職又は辞任により農業委員に欠員が生じたときは、この規則に定める手続きに基づき、速やかに農業委員の補充に努めなければならない。

２　農業委員の欠員が定数の３分の１を超えたときは、この規則に定める手続きに基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない。

（その他）

第10条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。